

簡易通知型包括保険運用規程・新旧対照表

新	旧	備考
簡易通知型包括保険運用規程 平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00049 沿革 (略) <u>令和 7 年 12 月 22 日 一部改正</u>	簡易通知型包括保険運用規程 平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00049 沿革 (略)	
(保険金支払限度額の設定) 第6条 船積前保険金支払限度額について、日本貿易保険は、保険契約者の保険年度毎の取引実績額及び希望等を勘案のうえ設定し、当該保険契約締結者に通知するものとする。ただし、その額は船積後保険金支払限度額の 100 分の 50 又は 1,000 万円のいずれか高い方を下限とし、船積後支払限度額を設定しないときは、1,000 万円を下限とする。 2 船積後保険金支払限度額について、日本貿易保険は、保険契約者の保険年度毎の付保実績額及び希望等を勘案のうえ設定し、当該保険契約締結者に通知するものとする。 また、 <u>保険契約締結時若しくは更改時の船積後保険金支払限度額の設定の取扱い又は保険年度中に支払人の格付が変更になった場合の船積後保険金支払限度額の設定の取扱い</u> は別表に掲げるとおりとする。 3 <u>保険契約者は、別表の「船積後保険金支払限度額の取扱い」又は「格付変更後の船積後保険金支払限度額の取扱い」の欄において「設定する」とされている輸出契約等の相手方について支払限度額を設定しようとするときは、約款第 54 条の規定により日本貿易保険がそのホームページにおいて対外的に周知する手続に従い保険金支払限度額の設定の申請を行うものとする。</u> 4 <u>第2項に定める付保実績額は、次の各号に定める輸出実績額を基礎として、輸出実績額に 100 分の 90 を乗じた額とする。</u> 一～三 (略) 5 <u>保険契約者は、保険金支払限度額の設定に際し、日本貿易保険が特に必要と認める場合には、原則として、輸出契約等の相手方ごとに次の書類を提出するものとする。</u> 一～二 (略)	(保険金支払限度額の設定) 第6条 船積前保険金支払限度額について、日本貿易保険は、保険契約者の保険年度毎の取引実績額及び希望等を勘案のうえ設定し、当該保険契約締結者に通知するものとする。ただし、その額は船積後保険金支払限度額の 100 分の 50 又は 1,000 万円のいずれか高い方を下限とし、船積後支払限度額を設定しないときは、1,000 万円を下限とする。 2 船積後保険金支払限度額について、日本貿易保険は、保険契約者の保険年度毎の付保実績額及び希望等を勘案のうえ設定し、当該保険契約締結者に通知するものとする。 また、船積後保険金支払限度額の設定の取扱いは別表に掲げるとおりとする。 3 <u>前項に定める付保実績額は、次の各号に定める輸出実績額を基礎として、輸出実績額に 100 分の 90 を乗じた額とする。</u> 一～三 (略) 4 <u>保険契約者は、保険金支払限度額の設定に際し、日本貿易保険が特に必要と認める場合には、原則として、輸出契約等の相手方ごとに次の書類を提出するものとする。</u> 一～二 (略)	

<p>(保険金支払限度額等の効力等)</p> <p>第7条 保険金支払限度額及び約款第16条第2項第3号の規定によるてん補率の制限（以下「てん補率の制限」という。）の効力発生日は、保険契約締結日又は更改日とする。ただし、第6条第3項の規定による<u>保険金支払限度額の設定の申請</u>が保険年度中になされた場合には、当該申請に係る保険金支払限度額及びてん補率の制限の効力発生日は設定の日とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、既に保険金支払限度額を設定している場合であっても、原則として最新の保険金支払限度額の設定日から3月を経過した後であれば、保険金支払限度額の増額を申請することができ、日本貿易保険がこれを認める場合に限り、保険年度中1回に限り保険金支払限度額を増額設定するものとする。 <u>なお、当該申請に係る保険金支払限度額の効力発生日は設定の日とする。</u></p>	<p>(保険金支払限度額等の効力等)</p> <p>第7条 保険金支払限度額及び約款第16条第2項第3号の規定によるてん補率の制限（以下「てん補率の制限」という。）の効力発生日は、保険契約締結日又は更改日とする。ただし、<u>簡易通知型包括保険手続細則（平成29年4月1日 17-制度-00040。以下「手続細則」という。）</u>第3条第1項から第2項及び第4項の規定による申請が保険年度中になされた場合には、当該申請に係る保険金支払限度額及びてん補率の制限の効力発生日は設定の日とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、既に保険金支払限度額を設定している場合であっても、原則として最新の保険金支払限度額の設定日から3月を経過した後であれば、保険金支払限度額の増額を申請することができ、日本貿易保険がこれを認める場合に限り、保険年度中1回に限り保険金支払限度額を増額設定するものとする。</p>
<p>(ストックセールスの取扱い)</p> <p>第22条 ストックセールス（本邦輸出者が本邦外に移送した貨物を、当該移送先において自己の名義で保管し、当該貨物の販売契約を移送先の買い手と締結して行う取引をいう。以下同じ。）に係る輸出契約につき保険関係を成立する場合は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 保険契約者が、ストックセールスに係る輸出契約を簡易通知型包括保険の対象に含めて保険契約を締結若しくは更改することを希望する場合又は保険年度中に約款第5条によりストックセールスに係る輸出契約の相手方若しくは当該輸出契約の相手方向けの取引について仕向国を新たに追加して登録することを希望する場合若しくは約款第5条第1項の規定により既に登録されている輸出契約の相手方について契約形態をストックセールスに係る輸出契約に変更することを希望する場合、別紙様式簡易通知型包括保険ストックセールス取引内容申告書（以下「申告書」という。）</p>	<p>(ストックセールスの取扱い)</p> <p>第22条 ストックセールス（本邦輸出者が本邦外に移送した貨物を、当該移送先において自己の名義で保管し、当該貨物の販売契約を移送先の買い手と締結して行う取引をいう。以下同じ。）に係る輸出契約につき保険関係を成立する場合は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 保険契約者が、ストックセールスに係る輸出契約を簡易通知型包括保険の対象に含めて保険契約を締結若しくは更改することを希望する場合又は保険年度中に約款第5条によりストックセールスに係る輸出契約の相手方若しくは当該輸出契約の相手方向けの取引について仕向国を新たに追加して登録することを希望する場合若しくは約款第5条第1項の規定により既に登録されている輸出契約の相手方について契約形態をストックセールスに係る輸出契約に変更することを希望する場合、別紙様式簡易通知型包括保険ストックセールス取引内容申告書（以下「申告書」という。）</p>

<p>を日本貿易保険に提出するものとする。保険契約者は、<u>約款第54条の規定により日本貿易保険がその時々においてそのホームページにおいて対外的に周知する手続に従い</u>、別紙様式に申告書を添えて提出するものとする。ただし、保険年度中に約款第5条第1項の規定により既に登録されている輸出契約の相手方について契約形態をストックセールスに係る輸出契約に変更することを希望する場合であって、<u>第7条第3項に基づく支払限度額の増額を行わないときは、輸出契約締結日の属する月の1日の30日前までに申告書を日本貿易保険に提出するものとする。</u></p> <p>3 前項に基づき、ストックセールスに係る輸出契約を簡易通知型包括保険の対象に含めて保険契約を締結若しくは更改する場合又は保険年度中に約款第5条によりストックセールスに係る輸出契約の相手方若しくは当該輸出契約の相手方向けの取引について仕向国を新たに追加して登録する場合若しくは約款第5条第1項の規定により既に登録されている輸出契約の相手方について契約形態をストックセールスに係る輸出契約に変更する場合、以下の特約を付すものとする。</p> <p>「(付保対象等)</p> <p>第1条 被保険者は、次項に定める対象期間内に締結した、証券番号 に記載する (バイヤーコード:) を相手方とする輸出契約(簡易通知型包括保険運用規程(平成29年4月1日17-制度-00049)第22条に規定するストックセールスに係る輸出契約をいう。以下同じ。)のうち、簡易通知型包括保険約款(平成29年4月1日 17-制度-00006。以下「約款」という。)別表<u>1</u>に掲げる輸出契約について、株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)に対して約款第2条第3号に定める船積確定通知をしなければならない。</p> <p>2~3 (略)」</p>	<p>を日本貿易保険に提出するものとする。保険契約者は、<u>手続細則第1条第1項及び第2項、第3条第1項から第4項まで並びに第4条に規定する期限内</u>に別紙様式に申告書を添えて提出するものとする。ただし、保険年度中に約款第5条第1項の規定により既に登録されている輸出契約の相手方について契約形態をストックセールスに係る輸出契約に変更することを希望する場合であって、<u>手続細則第3条第4項に基づく支払限度額の増額を行わないときは、輸出契約締結日の属する月の1日の30日前までに申告書を日本貿易保険に提出するものとする。</u></p> <p>3 前項に基づき、ストックセールスに係る輸出契約を簡易通知型包括保険の対象に含めて保険契約を締結若しくは更改する場合又は保険年度中に約款第5条によりストックセールスに係る輸出契約の相手方若しくは当該輸出契約の相手方向けの取引について仕向国を新たに追加して登録する場合若しくは約款第5条第1項の規定により既に登録されている輸出契約の相手方について契約形態をストックセールスに係る輸出契約に変更する場合、以下の特約を付すものとする。</p> <p>「(付保対象等)</p> <p>第1条 被保険者は、次項に定める対象期間内に締結した、証券番号 に記載する (バイヤーコード:) を相手方とする輸出契約(簡易通知型包括保険運用規程(平成29年4月1日17-制度-00049)第22条に規定するストックセールスに係る輸出契約をいう。以下同じ。)のうち、簡易通知型包括保険約款(平成29年4月1日 17-制度-00006。以下「約款」という。)別表に掲げる輸出契約について、株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)に対して約款第2条第3号に定める船積確定通知をしなければならない。</p> <p>2~3 (略)」</p>
<p>(指示書)</p> <p>第33条 日本貿易保険は、約款第41条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等をすることを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。</p>	

<p>一 日本貿易保険は、被保険者が約款第34条第1項の規定に基づき権利行使等の委任についての委任状を提出したときは、直ちに、指示書を被保険者に提示する。ただし、当該委任状において所定の初回指示事項について遵守する旨を誓約している場合は、これをもって本号に定める指示書の提示に代えるものとする。</p> <p>二 被保険者は、保険金の支払の請求にあたり、それまでにとった損失防止軽減措置及び今後の回収方策に関する意見を日本貿易保険に説明し、日本貿易保険は、これを考慮して具体的な回収方策を決定の上、保険金の支払時に指示書を被保険者に提示する。具体的な回収方策の見直しにより指示内容に変更がある場合には、日本貿易保険は、指示書を被保険者に提示する。</p> <p>三 被保険者は、保険金の支払を受けた日以後、約款第42条第3項の規定に基づく同条第1項に規定する義務の履行の状況についての報告に係る報告書に記載された報告内容及び今後の方針を日本貿易保険に説明し、日本貿易保険はこれを十分に勘案して具体的な回収方策の見直しを適宜行い、指示内容に変更がある場合には、指示書を被保険者に提示する。</p>		
<p>(相殺)</p> <p>第34条 日本貿易保険又は被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して有する回収金（無付保部分に係るものを含む。）又は回収費用（無付保部分に係るものを含む。）に係る債権と被保険者が日本貿易保険に対して有する回収金（無付保部分に係るものを含む。）又は回収費用（無付保部分に係るものを含む。）に係る債権とがある場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、これらの債務を対当額で相殺することができるものとする。</p> <p>2 前項に基づき相殺する場合において、両債権が異なる通貨建てのときは、表示通貨と異なる通貨建ての債権は、その額が確定した日における約款第48条第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。</p>		
<p>(共通運用規程)</p>	<p>(共通運用規程)</p>	

第35条 本規程に規定するもののほか、損失防止軽減義務、回収義務、保険目的の譲渡その他日本貿易保険が定める各保険に共通の事項については、貿易保険共通運用規程（平成29年4月1日 17-制度-00069）において定める。

附 則
この改正は、令和8年2月2日から実施する。

別表（第6条、第13条関係）

約款第11条第2号の信用危険（以下「代金回収不能」という。）に係る船積後保険金支払限度額の設定の取扱いは下表のとおりとする。なお、保険年度中等に支払人の格付が変更となった場合の船積後保険金支払限度額の設定の取扱いについても下表のとおりとする。

期初の取扱い			保険年度中において支払人の格付が変更された場合の取扱い *1 *2				
支払人の格付	船積後保険金支払限度額の取扱い	信用事由による代金回収不能のてん補	支払人の変更後の格付	格付変更前に設定された船積後保険金支払限度額の取扱い	格付変更後の事由による代金回収不能のてん補	信用事由による代金回収不能のてん補	信用事由による代金回収不能のてん補
G S G A G E	設定しない	する	G S , G A, G E	—	設定しない	する	
			E E , E A, S A	—	設定する	する	
			EM, E F	—	設定する *4	する	
			E C, S C	—	設定しない	する	

第33条 本規程に規定するもののほか、損失防止軽減義務、回収義務、保険目的の譲渡その他日本貿易保険が定める各保険に共通の事項については、貿易保険共通運用規程（平成29年4月1日 17-制度-00069）において定める。

別表（第6条、第13条関係）

約款第11条第2号の信用危険（以下「代金回収不能」という。）に係る船積後保険金支払限度額の設定の取扱いは下表のとおりとする。なお、保険年度中等に支払人の格付が変更となった場合の船積後保険金支払限度額の設定の取扱いについても下表のとおりとする。

期初の取扱い			保険年度中において支払人の格付が変更された場合の取扱い *1 *2				
支払人の格付	船積後保険金支払限度額の取扱い	信用事由による代金回収不能のてん補	支払人の変更後の格付	期初に設定された船積後保険金支払限度額の取扱い	格付変更後の事由による代金回収不能のてん補	信用事由による代金回収不能のてん補	信用事由による代金回収不能のてん補
G S G A G E	設定しない	する	G S , G A, G E	—	設定しない	する	
			E E , E A, S A	—	設定する	する	
			EM, E F	—	設定する *4	する	
			E C, S C	—	設定しない	する	

簡易通知型包括保険運用規程・新旧対照表

			G R , E R, S R P N, P T	—	*5 設定しない	しない		G R , E R, S R P N, P T	—	*5 設定しない	しない		
EE EA	設定する	する	G S , G A, G E	適用しない	設定しない	する	EE EA	設定する	する	G S , G A, G E	適用しない	設定しない	する
			E A, E E	適用する	—	する				E A, E E	適用する	—	する
			E M, E F, E C	適用する	—	する				E M, E F, E C	適用する	—	する
			P N, P T, G R, E R	適用しない	設定しない	しない				P N, P T, G R, E R	適用しない	設定しない	しない
EM EF	設定する	する	G S , G A, G E	適用しない	設定しない	する	EM EF	設定する	する	G S , G A, G E	適用しない	設定しない	する
			E E, E A	適用する *6	—	する				E E, E A	適用する *6	—	する
			E F, E M, E C	適用する *6	—	する				E F, E M, E C	適用する *6	—	する
			P N, P T, G R, E R	適用しない	設定しない	しない				P N, P T, G R, E R	適用しない	設定しない	しない
EC GR ER	設定しない	しない	G S , G A, G E	—	設定しない	する	EC GR ER	設定しない	しない	G S , G A, G E	—	設定しない	する
			E E, E A, S A	—	設定する	する				E E, E A, S A	—	設定する	する
			E M, E F	—	設定する *4	する				E M, E F	—	設定する *4	する
			E C, S C,	—	設定しない	しない				E C, S C,	—	設定しない	しない

簡易通知型包括保険運用規程・新旧対照表

			G R , E R, S R		*7	*8			G R , E R, S R		*7	*8		
			P N, P T	— —	設定し ない	しな い			P N, P T	— —	設定し ない	しな い		
SA	設定す る	する	GE	適用し ない	設定し ない	する	SA	設定す る	する	GE	適用し ない	設定し ない	する	
			SC	適用す る	—	する				SC	適用す る	—	する	
			GR, S R	適用し ない	設定し ない	しな い				GR, S R	適用し ない	設定し ない	しな い	
SC S R	設定し ない	しない	GE	—	設定し ない	する	SC S R	設定し ない	しない	GE	—	設定し ない	する	
			SA	—	設定す る	する				SA	—	設定す る	する	
			SC, G R, S R	—	設定し ない *7	しな い *8				SC, G R, S R	—	設定し ない *7	しな い *8	
PU	設定し ない	しない	G S , G A, GE	—	設定し ない	する	PU	設定し ない	しない	G S , G A, GE	—	設定し ない	する	
			E E , E A, SA	—	設定す る	する				E E , E A, SA	—	設定す る	する	
			EM, EF	—	設定す る *4	する				EM, EF	—	設定す る *4	する	
			E C, S C, G R , E R, S R	—	設定し ない *7	しな い *8				E C, S C, G R , E R, S R	—	設定し ない *7	しな い *8	
			PN, P T	—	設定し ない	しな い				PN, P T	—	設定し ない	しな い	
PT	設定し ない	しない	G S , G A, GE	—	設定し ない	する	PT	設定し ない	しない	G S , G A, GE	—	設定し ない	する	
			E E , E A, SA	—	設定す る	する				E E , E A, SA	—	設定す る	する	

簡易通知型包括保険運用規程・新旧対照表

			EM, EF	—	設定する *4	する		EM, EF	—	設定する *4	する	
			EC, SC, GR, ER, SR	—	設定しない *7	しない *8		EC, SC, GR, ER, SR	—	設定しない *7	しない *8	
			PU	—	設定しない	しない		PU	—	設定しない	しない	
			PN	—	設定しない	しない		PN	—	設定しない	しない	
PN	設定しない	しない	GE		設定しない	する	PN	GE		設定しない	する	
			EE, EA, SA	—	設定する	する		EE, EA, SA	—	設定する	する	
			EM, EF	—	設定する *4	する		EM, EF	—	設定する *4	する	
			EC, SC, GR, ER, SR	—	設定しない *7	しない *8		EC, SC, GR, ER, SR	—	設定しない *7	しない *8	
			PU	—	設定しない	しない		PU	—	設定しない	しない	
上記以外の格付	通知を要しない。		GS, GA, GE	—	設定しない	する	上記以外の格付	GS, GA, GE	—	設定しない	する	
			EE, EA, SA	—	設定する	する		EE, EA, SA	—	設定する	する	
			EM, EF	—	設定する *4	する		EM, EF	—	設定する *4	する	
			EC, SC,	—	設定しない *7	しない *8		EC, SC,	—	設定しない *7	しない *8	

簡易通知型包括保険運用規程・新旧対照表

		G R , E R, S R					G R , E R, S R				
		P N, P T	—	設定し ない	し な い		P N, P T	—	設定し ない	し な い	
*1～*8 (略)						*1～*8 (略)					